

加入者及び事業主の皆様へ

「医療費のお知らせ」をお送りします

協会けんぽでは、病気やけがのため健康保険で診療を受けられた加入者の皆様に医療費の額等について年に1回お知らせをしています。健康に対する意識を高めていただき、今後の健康管理にお役立てください。

このお知らせを受け取ったことにより、特に手続き等の必要はありません。また、確定申告（医療費控除）の際の明細書や領収書としては使用できませんのでご注意ください。

【平成24年2月中旬頃に「医療費のお知らせ」をお送りします】

平成23年12月00日作成

〒102-0073
千代田区九段北4-2-1
市ヶ谷東急ビル9F
〇〇株式会社

健康 太郎 様
(事業所通番) (支所コード+通番) (記号の英字化+番号)

医療費のお知らせ

★医療機関への受診の際は、必ず被保険者証をご提示ください。

★退職した場合や被扶養者でなくなった場合は、被保険者証を使用することができません。速やかに事業主へ返却してください。

全国健康保険協会〇〇支部
〒102-0073
千代田区九段北4-2-1
市ヶ谷東急ビル10F
TEL:03-5212-0000

被保険者証の記号番号	被保険者氏名	健康保険で診療を受けられた加入者の皆様に、健康に対する意識を高めていただくことを目的とし、定期的に「医療費のお知らせ」を発行しています。
111111-111	健康 太郎	このお知らせを受け取ったことにより、特に手続き等の必要はありません。確定申告（医療費控除）の際の明細書や領収書としては使用できませんのでご注意ください。

診療を受けた方	診療年月	診療区分	診療日数	医療機関名	医療費の総額(円)	協会けんぽからの支払い額(円)	国等からの支払い額(円)	加入者の支払い額(円)	登録番号
健康 太郎	23	112	外来	1	けんぽ総合病院	3,560	2,492	1,068	2202 1000000002
合計					3,560	2,492	1,068	1/1	

※この医療費は、協会けんぽにおいて平成22年12月から平成23年11月までの間に受け付けた診療報酬明細書等（レセプト・柔道整復施術療養費）を記載しています。

※70歳から74歳の方（現役並み所得の方を除く）につきましては、自己負担額の軽減措置に伴う公費負担額（国等からの支払い額）を、保険からの支払い額に含めて表示しています。

「医療費のお知らせ」のイメージ

お知らせする内容

平成23年度については、平成22年12月受付分（平成22年10月診療分）から平成23年11月受付分（平成23年9月診療分）の診療報酬明細書等（レセプト・柔道整復施術療養費）の内容※が記載されます。

医療機関等からの請求の遅れや、精神科を有する医療機関からのレセプトなど、一部記載されていない場合がございます。

※受診者名、診療年月、診療区分、日数、医療機関名等、医療費の総額、加入者の支払い額等

送付方法

被保険者様ごとに封かんされた「医療費のお知らせ」をまとめて各事業所様あて郵送いたします。事業主様におかれましては、ご多用中恐縮ですが被保険者様にお渡しいただきますようお願い申し上げます。

なお、「医療費のお知らせ」には個人情報が含まれておりますので、開封せずに被保険者様にお渡しいただきますよう慎重な取り扱いを重ねてお願い申し上げます。

東日本大震災により被災され、一部負担金が猶予もしくは免除された方につきましては、今回の「医療費のお知らせ」をお送りすることができませんのでご了承ください。

★ お 知 ら せ ★

協会けんぽでは、ホームページからユーザIDとパスワードを取得いただくことで、インターネットを通じて医療費情報を閲覧できるサービスを行っております。詳しくは協会けんぽホームページをご覧ください。

- ★ 健康づくりは幸せづくり～健診を受けましょう！～ 今年度の健診は3月まで受診できます。 ★
- ★ メールマガジン会員募集中！ 詳しくは協会けんぽホームページをご覧ください。 ★

退職などにより資格を喪失した後は健康保険証はご使用できません！



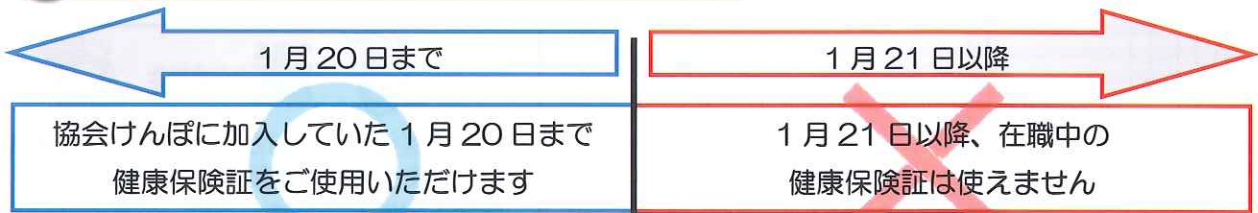
退職後は健康保険証をすみやかに事業所へご返却願います

健康保険被保険者証 本人（被保険者） 00163
 平成20年10月14日交付
 記号 21700023 番号 21
 氏名 木村 太郎
 生年月日 昭和 51年 10月 22日 性別 男
 資格取得年月日 平成 20年 10月 10日
 事業所名称 株式会社
 保険者番号 01010011
 保険者名称 全国健康保険協会 支部
 保険者所在地 市 区 町

被保険者（加入者ご本人）が退職などにより資格を喪失するとき

健康保険証をご使用できるのは「退職日まで」です。退職日の翌日（資格喪失日）以降は健康保険証をご使用できません。（被扶養者も同様です）

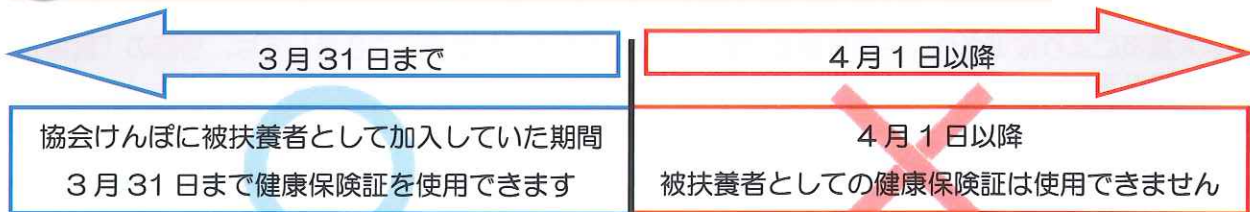
例・ご本人が1月20日で退職した場合



被扶養者（加入者ご家族）が就職などにより扶養から外れるとき

「就職して健康保険の資格を取得した」などにより被扶養者でなくなった日以降は、健康保険証はご使用できません。

例・ご家族が4月1日で就職し、新しい健康保険に加入するとき



※退職後、健康保険証はすみやかにお勤め先の事業所へご返却ください。被扶養者がいる場合は被扶養者の方の健康保険証も一緒にご返却をお願いいたします。



全国健康保険協会 沖縄支部

協会けんぽ

〒900-8512 那覇市旭町 114-4 おきでん那覇ビル 8階

電話 098-951-2211（代表）

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

（土・日・祝日・年末年始を除く）

協会けんぽ

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

